

## 第 99 号議案

長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について

長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年長岡京市条例第 11 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 12 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例（昭和 26 年長岡京市条例第 11 号）の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 (長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年長岡京市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p>	<p>第5条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p>

第2条 長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、</p>	<p>第5条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分</u></p>

改正後	改正前
<p>基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p>	<p><u>の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。